

# 前橋市道路占用料徴収条例の改正について（議案第35号）

道路管理課

## 1 改正の理由

道路法施行令に定める国道占用料の改定に準じ、自動運行補助施設の占用料の額を定める。

## 2 内容

自動運行補助施設に係る道路の占用許可を受けた者から徴収する占用料は、次のとおりとする。

占 用 物 件		単 位	占用料
道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
	その他のもの		9円
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱 その他の柱類		1本につき1年	730円
その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	460円
	地下に設けるもの		270円

## 3 施行期日

令和4年4月1日